

表 題 部 (主である建物の表示)			調製	余 白	不動産番号	1 2 0 1 0 1 0 0 6 3 4 7 6
所在図番号	余 白					
所 在	堺市深井中町 1 9 5 2 番地 2				余 白	
	堺市中区深井中町 1 9 5 2 番地 2				平成 1 8 年 4 月 1 日区制施行 平成 1 8 年 8 月 2 1 日登記	
家屋番号	1 9 5 2 番 2				余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階	2 1 8	6 1	平成 1 7 年 1 0 月 2 3 日新築 〔平成 1 7 年 1 0 月 2 4 日〕	
		2階	2 1 8	6 1		
所 有 者	堺市深井中町 1 8 6 8 番地 北 埜 き 美 子					

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 1 7 年 1 1 月 4 日 第 5 9 1 5 3 号	所有者 堺市深井中町 1 8 6 8 番地 北 埜 き 美 子
2	所有権移転	令和 5 年 3 月 3 0 日 第 1 5 3 5 4 号	原因 令和 4 年 7 月 5 日相続 所有者 大阪府堺市中区深井中町 1 8 6 8 番地 北 埜 孝 幸

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成 1 7 年 1 1 月 4 日 第 5 9 1 5 5 号	原因 平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日保証委託契約に よる求償債権平成 1 7 年 1 1 月 4 日設定 債権額 金 1 億 1, 1 6 0 万円 損害金 年 1 4 % (年 3 6 5 日日割計算) 債務者 堺市深井中町 1 8 6 8 番地 北 埜 き 美 子 抵当権者 大阪市中央区備後町一丁目 7 番 6 号 近畿大阪信用保証株式会社 共同担保 目録(ア)第 4 9 0 2 号
付記 1 号	1 番登記名義人住所、名称変更	令和 6 年 3 月 2 2 日 第 1 3 3 1 3 号	原因 平成 3 1 年 4 月 1 日商号変更 令和 5 年 1 1 月 6 日本店移転 本店商号 大阪市西淀川区柏里二丁目 2 番 1 号 関西みらい保証株式会社
付記 2 号	1 番抵当権変更	令和 6 年 3 月 2 2 日 第 1 3 3 1 4 号	原因 令和 4 年 7 月 5 日相続 債務者 大阪府堺市中区深井中町 1 8 6 8 番地 北 埜 孝 幸 大阪府泉大津市助松町三丁目 6 番 3 0 号 松 本 令 子
付記 3 号	1 番抵当権変更	令和 6 年 3 月 2 2 日 第 1 3 3 1 5 号	原因 令和 6 年 3 月 2 2 日松本令子の債務引受 債務者 大阪府堺市中区深井中町 1 8 6 8 番地

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 3 6 5 9 1 (1 / 1)

1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			北 埜 孝 幸



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年8月7日
大阪法務局堺支局

登記官

柏 本 和 哉

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D36591 (1 / 1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年10月12日	不動産番号	1201000243065
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	堺市深井中町			余白	
	堺市中区深井中町			平成18年4月1日区制施行 平成18年8月21日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1952番2	畑	1030		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月12日	
余白	余白	1036		③錯誤 〔平成17年5月20日〕	
余白	余白	956		③1952番2、1952番3、1952番4に分筆 〔平成17年5月20日〕	
余白	宅地	956	11	②③平成17年10月23日地目変更 〔平成17年10月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成9年1月27日 第3567号	原因 平成8年3月26日相続 共有者 堺市深井中町1868番地 持分10分の6 北 埜 き 美 子 東京都中野区東中野一丁目10番7号 10分の3 北 埜 孝 幸 大阪府泉大津市助松町三丁目6番30号 10分の1 松 本 令 子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年8月9日 第42405号	原因 平成10年8月1日住所移転 共有者北埜孝幸の住所 堺市深井中町1868番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月12日
2	北埜き美子持分全部移転	令和5年3月30日 第15353号	原因 令和4年7月5日相続 共有者 大阪府堺市中区深井中町1868番地 持分10分の6 北 埜 孝 幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-3-6-5-9-2 (二一/一)

1/3

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定仮登記	平成17年8月9日 第42406号	原因 平成17年8月9日設定 極度額 金5,220万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 堺市深井中町1868番地 北 埜 孝 幸 権利者 大阪市中央区城見一丁目4番27号 株式会社 近畿大阪銀行 (取扱店 深井支店)
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	1番仮登記更正	余白	債務者 堺市深井中町1868番地 北 埜 き 美 子 平成17年8月12日受付 第43262号 登記官の過誤につき職権更正
2	1番仮登記抹消	平成17年11月4日 第59154号	原因 平成17年11月4日放棄
3	抵当権設定	平成17年11月4日 第59155号	原因 平成17年10月27日保証委託契約による求償債権平成17年11月4日設定 債権額 金1億1,160万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 堺市深井中町1868番地 北 埜 き 美 子 抵当権者 大阪市中央区備後町一丁目7番6号 近畿大阪信用保証株式会社 共同担保 目録の第4902号
付記1号	3番登記名義人住所、名称変更	令和6年3月22日 第13313号	原因 平成31年4月1日商号変更 令和5年11月6日本店移転 本店商号 大阪市西淀川区柏里二丁目2番1号 関西みらい保証株式会社
付記2号	3番抵当権変更	令和6年3月22日 第13314号	原因 令和4年7月5日相続 債務者 大阪府堺市中区深井中町1868番地 北 埜 孝 幸 大阪府泉津市助松町三丁目6番30号 松 本 令 子
付記3号	3番抵当権変更	令和6年3月22日 第13315号	原因 令和6年3月22日松本令子の債務引受 債務者 大阪府堺市中区深井中町1868番地 北 埜 孝 幸



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D36592 (1/1)

2/3

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年8月7日
大阪法務局堺支局

登記官

柏 本 和 哉

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-3-6-5-9-2 (1/1)



3/3